

「横浜市都市計画マスタープラン 磯子区プラン 磯子区まちづくり方針」改定原案に対する 市民意見募集の実施結果について

磯子区では、「横浜市都市計画マスタープラン磯子区プラン磯子区まちづくり方針」の改定にあたり、平成29年6月12日に改定原案を公表し、市民意見募集を実施しました。市民の皆さまから、貴重なご意見、ご提案を頂き誠にありがとうございました。

このたび、その実施結果と、いただいたご意見等についての磯子区の考え方をまとめましたので、次のとおり公表いたします。

1 実施概要

意見募集期間	平成29年6月12日（月）から7月3日（月）
意見提出方法	郵送、電子メール、ファクス、持参
改定原案の公表場所	<ul style="list-style-type: none"> ・ 磯子区役所区政推進課（6階5番） ・ 磯子区内各地区センター、地域ケアプラザ ・ 磯子図書館 ・ 市役所市民情報センター（市庁舎1階） ・ 都市整備局地域まちづくり課（市庁舎6階） ・ 横浜市中央図書館 ・ 磯子スポーツセンター※6月30日（金）まで ・ 磯子区役所WEBサイト <p style="text-align: center;">http://www.city.yokohama.lg.jp/isogo/kusei/kikaku/toshimasu/</p>

2 実施結果

提出者数	8名
提出方法	郵送（3名）、電子メール（5名）
意見数	13件

3 提出されたご意見と、ご意見に対する本市の考え方

意見の分類と反映状況

（1）改定案に反映したもの	4件	No.1～4
（2）ご意見の趣旨が改定原案に（一部）含まれていると考えられるもの	5件	No.5～9
（3）今後の参考とさせていただくもの	1件	No.10
（4）計画には反映しないが対応するもの	2件	No.11～12
（5）関係機関と情報共有するもの	0件	—
（6）計画にご賛同いただいたもの	0件	—
（7）ご意見ではなくご質問であったもの	1件	No.13
（8）その他	0件	—

提出された意見の概要と意見に対する考え方

(1)改定案に反映したもの

No.	意見の概要	意見に対する考え方
1	【P. 50】 堀割川の記載について「土木学会選奨土木遺産に認定された堀割川」と記載してもよいかと思えます。	ご意見を参考に、P91 選奨土木遺産の用語の解説文中の「土木遺産」を「土木学会選奨土木遺産」に修正しました。
2	【P. 81】 「洋光台駅前ロータリー部の交通環境の改善」を追加して下さい。バスの離発着が増えたことでのバス待機スペースの確保や一般車両からの乗降スペースの確保などが課題となってきています。	ご意見を参考に P81 (2) ①にバス停車スペースの確保について追記しました。
3	【P. 82】 「洋光台北団地集会所を活用し、地区北部の集会機能を強化します。また地区南部、中央の集会機能との連携を図ります。」の記載を「地区北部における多世代居住の推進やコミュニティ拠点の形成について、洋光台北団地の再生事業等と連動した取組を検討します。また、地区南部、中央のコミュニティ拠点との連携を図ります。」に修正願いたい。	ご意見を参考に P82 (2) ①にて「洋光台北団地集会所を活用し、集会機能を強化するなど、地区北部における多世代居住の推進やコミュニティ拠点の形成について、洋光台北団地の再生事業等と連携した取組を検討します。また、地区南部、中央のコミュニティ拠点との連携を図ります。」に修正しました。
4	【P. 43】 図で米軍根岸住宅地区に充てられている斜線は地区計画とされているが、その地区計画とは何か示されていません。	個別の地区計画等の名称については記載していません。なお、米軍根岸住宅地区は地域まちづくりルール・プランの認定が無いことが正しかったため、図から削除しました。

(2)ご意見の趣旨が改定原案に(一部)含まれていると考えられるもの

No.	意見の概要	意見に対する考え方
5	磯子駅駅舎の老朽化並びに周辺の大規模住宅の老朽化が気にかかります。駅舎含め磯子駅周辺全体の大規模な都市計画はないのでしょうか。 商業施設も駅周辺の整備も新杉田駅に比べ磯子駅周辺があまりにも古く、災害時等に区役所が機能するのか、心配になります。	P66 (2) ①にて、磯子駅周辺の商業・業務機能等の充実、駅周辺の集合住宅の建替えの際の地域ニーズにあった機能導入の検討について記載しています。
6	健康寿命を延ばすため、ラジオ体操等や認知症予防のための勉強会への補助制度の検討を構想する。	P42 (3) ①にて、地域社会全体で福祉や保健などの生活課題への取組や身近な地域の支えあいの仕組みづくりを進めるため、地域福祉保健計画を推進することについて記載しています。
7	【P. 23, 27, 49, 59】 下町の崖地は土砂災害警戒区域に指定されていると共に、風致地区にも指定されている。土砂災害の危険が高いならその対策を講じなければならないが、安易に全面的なコンクリート擁壁を築くことはしたくありません。対策の理想は崖の貴重な緑を保ちつつ災害の危険を減らすことです。緑の保全と安全の両方をカバーするには、保安林を市が買い上げる、樹木の適切な伐採、遊歩道の設置、危険個所の安全対策などが考えられるが、中でも遊歩道は根岸地区住民が丘の上へ避難	P58 (2) ②にて、斜面緑地については地域や所有者等の協力を得ながら保全・継承していくとともに、③にて、崖崩れ対策を進めることについて記載しています。具体的な方策については、個々の斜面ごとに安全性と緑の保全の検討が必要であると考えています。

	しなければならぬような事態に避難路として活用できると思われます。崖地の所有者は横浜市と数名の個人であり、是非、知恵をしばっていただきたい。	
8	【P. 39, 51】 方針図では米軍根岸住宅地区に充てられている茶色の斜線が凡例に示されていません。	凡例ではなく、各図中に引き出し線で記載しています。
9	【P. 52】 「地震による被害を抑制し、・・・」の文章に続き、以下のとおり加筆することを提案します。 「エネルギーセキュリティの向上と業務生活継続計画（BLCP）対策として、ガスコージェネレーションシステム等の自立分散型電源の導入を推進し、災害に強いまちづくりに貢献します。」	P52 (1) ①にて、ライフラインの耐震性向上及び災害時の復旧体制の強化について記載しており、これに含まれると考えています。

(3) 今後の参考とさせていただくもの

No.	意見の概要	意見に対する考え方
10	市に比べて区の人口減が大きすぎるため、区の生きる道として、ベッドタウン的役割に重点を置き、高層住宅居住区をつくり、下層部に商業施設を集約し、磯子～品川間を快速で30分程度に短縮することを構想する。	ご意見は今後の参考とさせていただきます。

(4) 計画には反映しないが対応するもの

No.	意見の概要	意見に対する考え方
11	改定原案には具体的な方針が記載されているが、具体的な方針ではなく、区民から生じたひとつの問題に対して、ゼロから丁寧に接し、何か起こる事態に沢山話し合いの材料が残っているようにして欲しいとおもいます。	個々の具体的なまちづくりに際しては、P84第5章に記載のとおり、まちづくり方針に基づいて行政、区民、事業者等がそれぞれの役割と責務を十分意識し、互いに話し合いながら取り組んでいくものと考えています。
12	【P. 36, 57】 「米軍根岸住宅地区の跡地利用は土地所有者と検討を進めている」と記述されていますが、市は地権者に協議の場を提供しているものの、検討に加わっているとは言い難く、知見も見識も乏しい地権者が集まって跡地利用について議論を繰り返しているのが実態です。米軍根岸住宅地区は複数の区に跨るので、利用方針には市に強いリーダーシップが求められるはずです。	平成22年に民間土地所有者等の方々により結成された協議会とまちづくりに関する勉強会を開催するなど、跡地利用検討の支援を行っています。引き続き、民間土地所有者等の方々と跡地利用の検討を進めるなど、本市の役割を適切に果たしていきます。

(5) 関係機関と情報共有するもの

No.	意見の概要	意見に対する考え方
—	—	—

(6) 計画にご賛同いただいたもの

No.	意見の概要	意見に対する考え方
—	—	—

(7)ご意見ではなくご質問であったもの

No.	意見の概要	意見に対する考え方
13	【 P. 55】 図で米軍根岸住宅地区は広域避難場所と示されている。跡地利用方針が定まっていないのに何故か。	広域避難場所とは、地震などによる火災が延焼拡大して地域全体が危険になったときに避難する場所です。同地区は、大規模なスペースがあるなど条件が適しているため従前から指定しています。

(8)その他

No.	意見の概要	意見に対する考え方
—	—	—